

鳥取県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|--------------|-------------|
| 坂口歯科医院 | 鳥取市元魚町二丁目119 | 平成20年12月31日 |